

社会福祉法人北信福社会 介護人材養成事業部

ハッピー愛ランド・ケア講座 実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当法人という。）が実施する。

社会福祉法人北信福社会 介護人材養成事業部
ハッピー愛ランド地域交流センター内
福島県福島市本内字西河原5-76

（目的）

第2条 急激な高齢者数の増加とともに、認知症高齢者や独居高齢者の増加が著しい現代において、多様化する介護ニーズに対応した適切な介護サービスを提供することができるよう、介護の実践を支える福祉理念に対する認識を深めるとともに、介護職として果たすべき役割を遂行するために必要な専門職としての基本姿勢、知識、技術等を習得し、介護の専門性を深めることができる介護職員を養成する。

（研修事業の名称・位置・研修課程名）

第3条 研修事業の名称及び位置、研修課程名は次の通りとする。

ハッピー愛ランド・ケア講座 実務者研修（通信課程）
福島県福島市本内字西河原5-76

（研修期間・定員・学級数）

第4条 定員は12名、学級数は1学級、終了年限は6ヶ月間とする。なお、開催する研修の期間は、別途案内するものとする。

（入学期間）

第5条 原則、6ヶ月を入学期間とする。受講生により身体上や健康面で一端、受講を休む場合は、書面をもって判断する。健康上の問題があつて休講する場合は、6ヶ月から2年以内を入学期間とする。

（受講対象者）

第6条 研修の受講者は、以下の通りとする。

- (1) 事業所等に勤めている者は、所属長が推薦する者
- (2) 当法人が設置する教室に通学が可能であり、介護福祉士の資格取得を希望する者

（受講生の募集と選抜方法）

第7条 受講生の募集は所属長の推薦を受けることとし、受講承認の選抜は、先着優先のうち、面談等をもとに最終的に受講を決定し通知する。

（入学の手続き）

第8条 前条の受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料を振込先金融機関に振り込む。（分割払いを希望する者については事前に相談を受けるものとする。）

(受講料)

第9条 研修参加費用は以下のとおりとする。なお、費用にはテキスト代を含む。

① 無資格者	175,000円
② 訪問介護員養成3級課程修了者	170,000円
③ 認知症実践者研修修了者	170,000円
④ 喀痰吸引等研修修了者	160,000円
⑤ 訪問介護員養成2級課程修了者	150,000円
⑥ 初任者研修修了者	150,000円
⑦ 訪問介護員養成1級課程修了者	100,000円
⑧ 介護職員基礎研修修了者	60,000円

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、学則別表1の通りとする。

(履修方法)

第11条 授業は教材および資料を配布し、課題に対するレポート提出、および面接授業によって行う。授業時間数は、学則別表1のとおりとする。

(印刷教材による授業、添削指導)

第12条 受講生は科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題に対してレポートを提出し、添削指導および評価を受けなければならない。

(面接授業)

第13条 面接授業は、ハッピー愛ランド 地域交流センターにおいて実施する。

(研修修了の認定方法)

第14条 修了の認定は以下の通りとする。

- (1) 受講料を全額納付し、カリキュラムの全課程を履修していること。
- (2) 課題は提出期日を厳守し、添削して7割以上の得点であること。
- (3) 実技、演習での習得度が確実に認められること。
- (4) 全課程を修了した時点で、90分の筆記試験による修了評価を実施する。70点以上の評価基準を満たした者を修了として評価する。

(免除科目)

第15条 実務者研修認定ガイドライン「届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について」に基づき免除する。免除科目は、学則別表1の通りとする。

(補講・補講料金)

第16条 補講・補講料金は以下の通りとする。

- (1) 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると当法人が認める者に限り、個別に補講を行うか、同課程の次期クラスで代替受講することによりカリキュラムの履修完了とする。

(2) 補講は、添削補講、演習補講の2つとする。評価が基準を下回った場合は補講となり、下記補講料金を別途負担のうえ指導を受けることとする。

- ① 添削補講 添削1科目につき 1,500円
- ② 演習補講 演習1回につき 3,500円

(教職員の組織)

第17条 以下の教職員の組織で実務者研修を行う。

- 学校長 1名
- 教員 8名
- 事務職員 1名

(実務者養成研修対象地域)

第18条 研修対象地域は福島県、山形県、宮城県、栃木県の4県とする。

(受講資格の取り消し)

第19条 次の各号の一に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがない、または本学則の目的に合わないときと当法人が認める者
- (2) 推薦事業所からの推薦が取り消された者
- (3) 当講座の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者
- (4) 当法人の定める受講料の支払に反する者

(退学)

第20条 受講生が退学しようとするときには、所定の書類にその理由を明記し、所属長の許可を受けなければならない。退学の場合、受講料の返金は行わない。

(修了証明書の交付)

第21条 第10条の定めにより、研修を修了したことを認定された者には、当法人において修了証明書を交付する。

(修了者の管理)

第22条 第10条の定めにより、研修を修了したことを認定され、第16条において修了証明書の授与を受けた者については、当法人が作成する修了者台帳に氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号等を記載して管理する。

(個人情報保護)

第23条 運営上知り得た受講者に係る個人情報は、当法人で定めた個人情報保護管理規定にもとづき、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。また、従業員に対しても定期的に研修を行い、個人情報保護の徹底に努める。

(施行規則)

第24条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がそれを定める。

(附則)

この学則は、平成27年9月28日から施行する。

この学則は、平成28年4月18日から施行する。

この学則は、平成28年6月6日から施行する。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

実務者研修（通信課程） カリキュラム、授業時間数等

	履修科目	時間数	介護職員 初任者研修 修了者	訪問介護員 養成研修2級課程 修了者
1	人間の尊厳と自立	5		
2	社会の理解 I	5		
3	社会の理解 II	30	●	●
4	介護の基本 I	10		
5	介護の基本 II	20	●	
6	コミュニケーション技術	20	●	●
7	生活支援技術 I	20		
8	生活支援技術 II	30		
9	介護過程 I	20		
10	介護過程 II	25	●	●
11	介護過程 III（面接授業）	45	スクーリング	スクーリング
12	こころとからだのしくみ I	20		
13	こころとからだのしくみ II	60	●	●
14	発達と老化の理解 I	10	●	●
15	発達と老化の理解 II	20	●	●
16	認知症の理解 I	10		●
17	認知症の理解 II	20	●	●
18	障害の理解 I	10		●
19	障害の理解 II	20	●	●
20	医療的ケア	50	●	●
21	医療的ケア（面接事業、演習）	24	スクーリング	スクーリング
	実務者研修受講時間数	474	344	344

●印はレポート作成が必要になる科目です。
印のない科目は、免除科目です。

<学則別表 1>

ハッピー愛ランドケア講座実務者研修(通信課程) 学習内容

	履修科目	時間数	介護職員 初任者研修 修了者	訪問介護員 養成研修2級課程 修了者
1	人間尊厳と自立	5		
2	社会の理解 I	5		
3	社会の理解 II	30	●	●
4	介護の基本 I	10		
5	介護の基本 II	20	●	
6	コミュニケーション技術	20	●	●
7	生活支援技術 I	20		
8	生活支援技術 II	30		
9	介護過程 I	20		
10	介護過程 II	25	●	●
11	介護過程 III(面接授業)	45	スクーリング	スクーリング
12	こころとからだのしくみ I	20		
13	こころとからだのしくみ II	60	●	●
14	発達と老化の理解 I	10	●	●
15	発達と老化の理解 II	20	●	●
16	認知症の理解 I	10		●
17	認知症の理解 II	20	●	●
18	障害の理解 I	10		●
19	障害の理解 II	20	●	●
20	医療的ケア	50	●	●
21	医療的ケア(面接授業、演習)	24	スクーリング	スクーリング
	実務者研修受講時間数	474	344	344

●印はレポート作成が必要になる科目です。